

地域公共交通等運行継続緊急支援事業補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 福島県は、今般の原油価格・物価高騰の影響により厳しい経営環境にある路線バス（乗合バス）・高速バス・貸切バス・タクシー事業者、自動車運転代行業者及びトラック運送事業者（以下「地域公共交通等事業者」という。）の事業継続を支援するため、地域公共交通等運行継続緊急支援事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 補助金は、補助対象事業者が地域公共交通等事業者の車両維持に要する経費の一部を緊急支援金として助成する地域公共交通等運行継続緊急支援事業を行う場合に当該事業に要する経費について、補助対象事業者に対して交付するものとし、その対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助金交付申請)

第3条 規則第4条第1項に規定する申請書は、様式第1号によるものとし、補助対象事業者が補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が別に定める期限までに、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 補助対象事業者は、規則第4条の規定に基づき交付補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助対象事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく、補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合
- (2) 本事業について、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の額を20%以内の範囲内で減額する場合

(変更の承認)

第6条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(事業遅延の届出)

第7条 規則第6条第1項第3号の規定に基づき報告する場合は、事業遅延届(様式第3号)を速やかに知事に提出してその指示を受けなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 概算払を必要とする理由書
- (2) その他知事が必要と認める書類

(経費の効率的使用等)

第10条 補助対象事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また、支払を行う場合には、福島県の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果を上げるように経費の効率的使用に努めなければならない。

(状況報告)

第11条 補助対象事業者は、補助事業の実施状況を知事から求められた場合は、実施状況報告書(様式第5号)により速やかに知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第12条 補助対象事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに完了報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、実績報告書(様式第7号)により、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月15日

のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において、補助金の交付の決定に係る福島県の会計年度が終了した場合にあっては、知事が別に定める日までに前項に準ずる実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の場合において、実績報告書の提出期限につき、知事の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 4 第2項に規定する補助金の交付の決定に係る福島県の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助事業に要した経費の額又は補助金の交付決定額のいずれか少ない額を交付すべき補助金の額として確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、その時において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付の請求)

第15条 補助金交付の決定の通知を受けた補助対象事業者は、補助事業等が完了した場合は、補助金交付請求書(様式第8号)を速やかに知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第16条 知事は、第6条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、規則第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助対象事業者が法令、この要綱、補助金の交付の決定の内容及び法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助対象事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業者が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定により規則第5条の交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第17条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 知事は、補助対象事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を福島県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第18条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って運用しなければならない。
- 2 取得財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
 - 3 前項の期間内に取得財産を処分することにより収入を生じたときは、その補助金相当額を福島県に納付しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第19条 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

- 第20条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月27日から施行する。

別表

区分	補助対象経費	補助率
事業費	地域公共交通等事業者に対して、助成する緊急支援金	10分の10以内
事務費	人件費、振込手数料、旅費、賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、外注費、委託費、その他事業を行うために必要な経費	10分の10以内

事業費のうち、緊急支援金の交付対象事業者、交付要件、交付対象車両及び緊急支援金の額等については、知事が別に定める。